



第2章

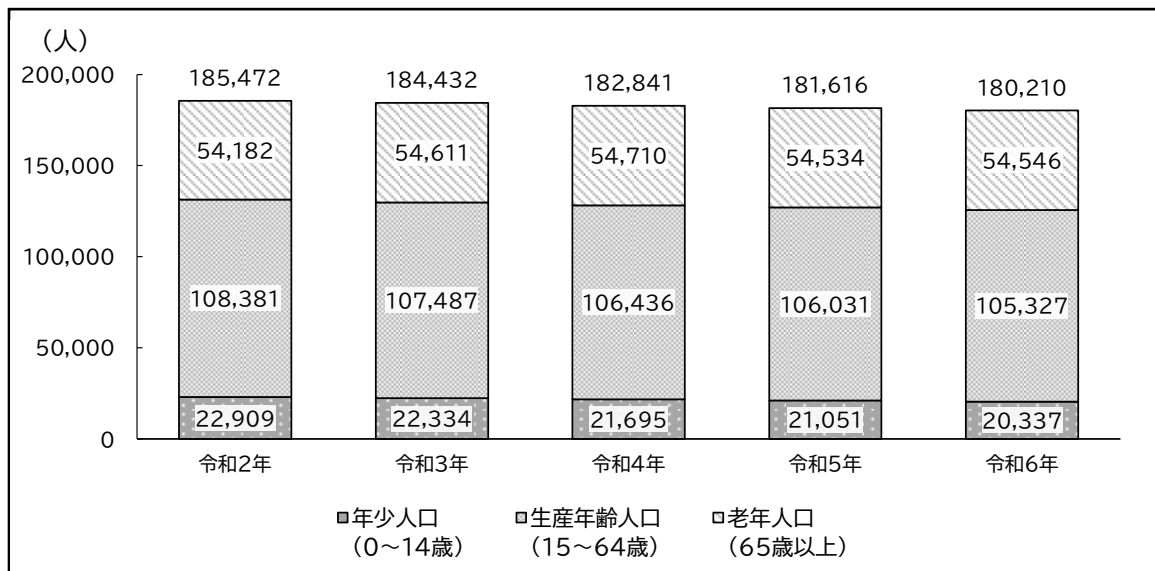
宇治市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口と出生率等の状況

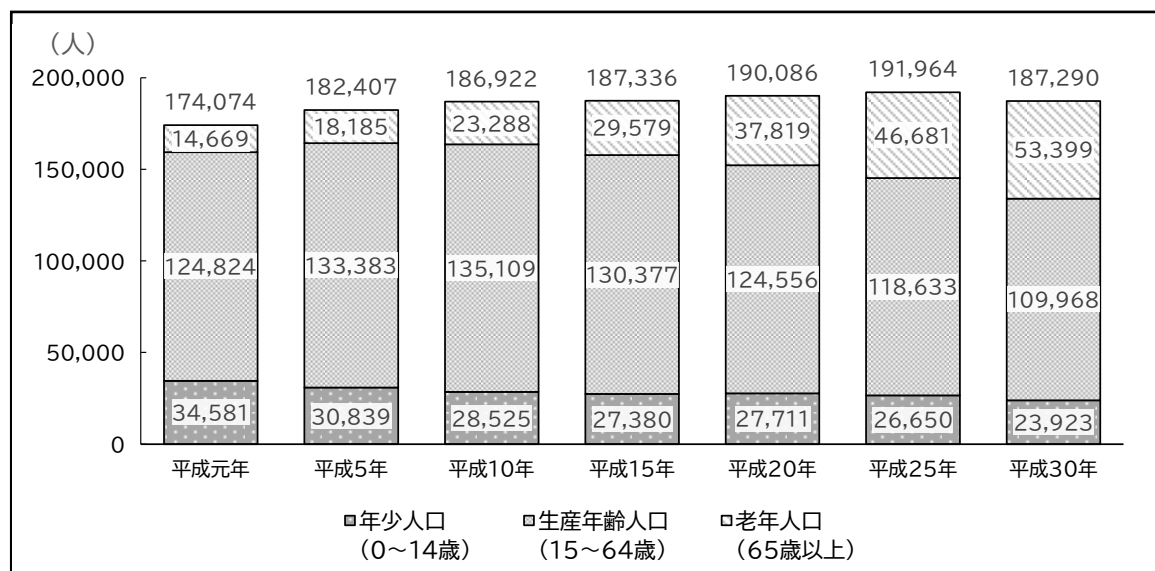
(1) 人口の推移

① 総人口（宇治市）

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年4月現在で180,210人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は横ばいとなっており、少子化が進んでいます。



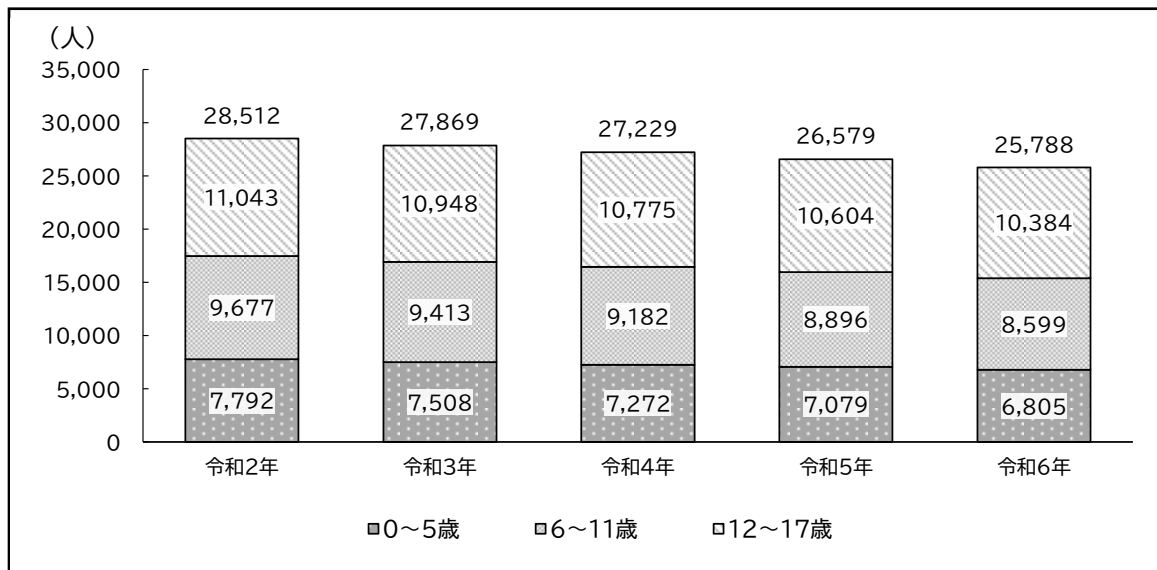
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：宇治市統計書（各年10月1日現在）

② 18歳未満人口（宇治市）

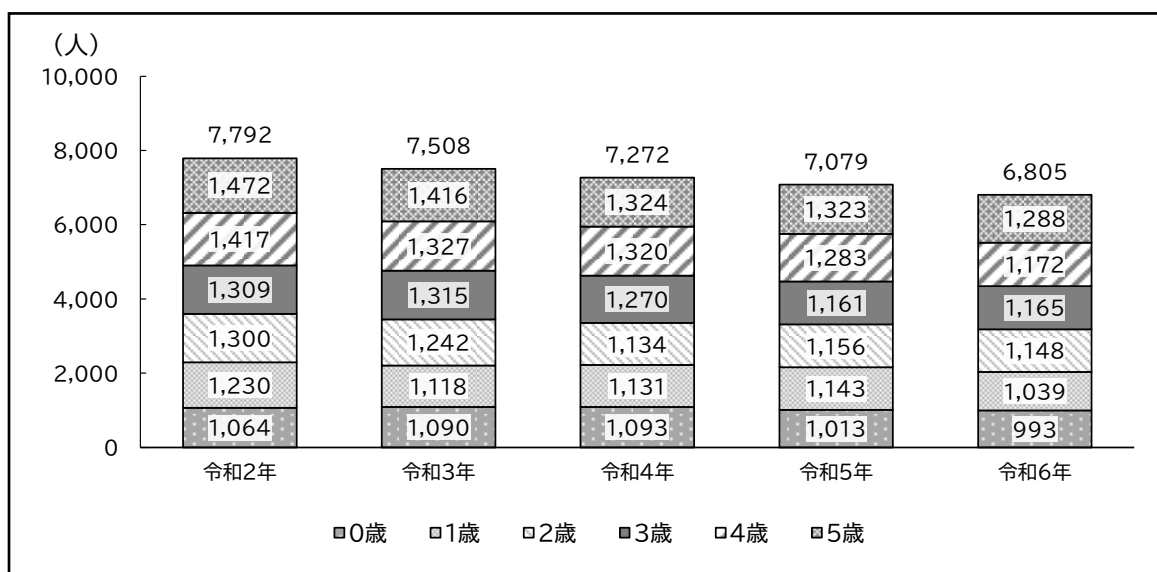
18歳未満人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳の区分のすべてで減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学前児童数（宇治市）

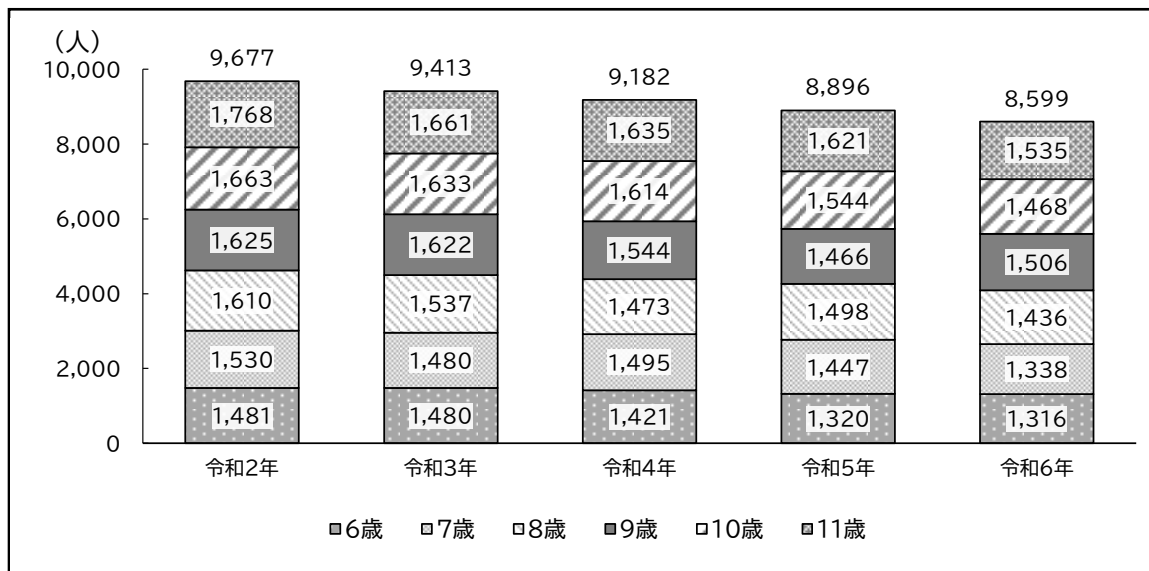
本市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年4月現在で6,805人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 6歳～11歳の年齢別就学児童数（宇治市）

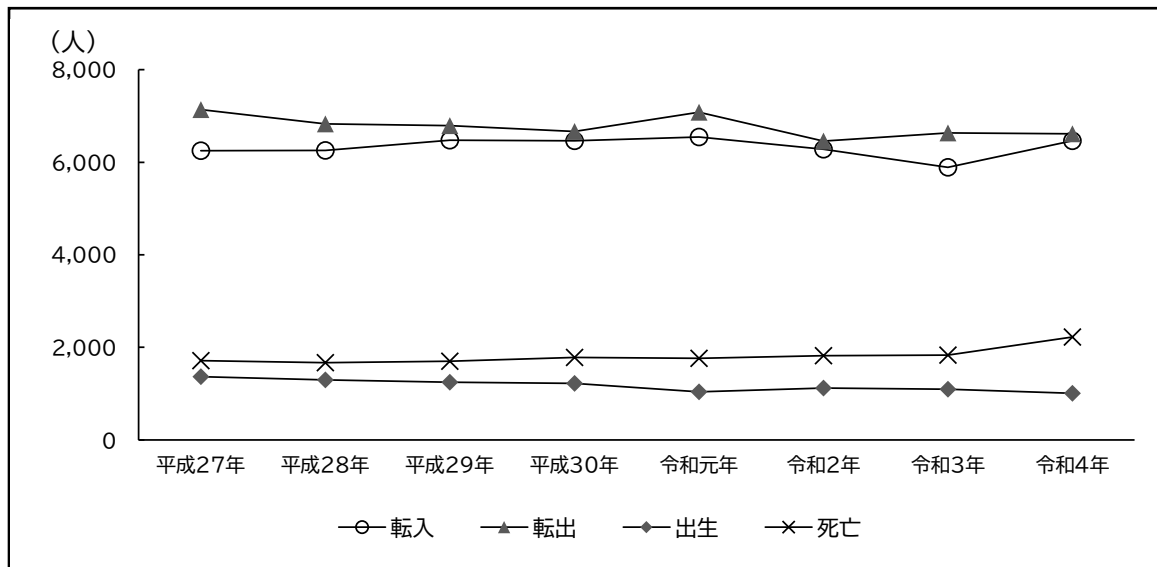
本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年4月現在で8,599人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 人口動態（宇治市）

人口動態をみると、社会動態（転入・転出）では、転入数に比べ転出数が多くなる傾向にあります。また、自然動態（出生・死亡）では、死亡数が出生数を上回っています。



資料：宇治市統計書

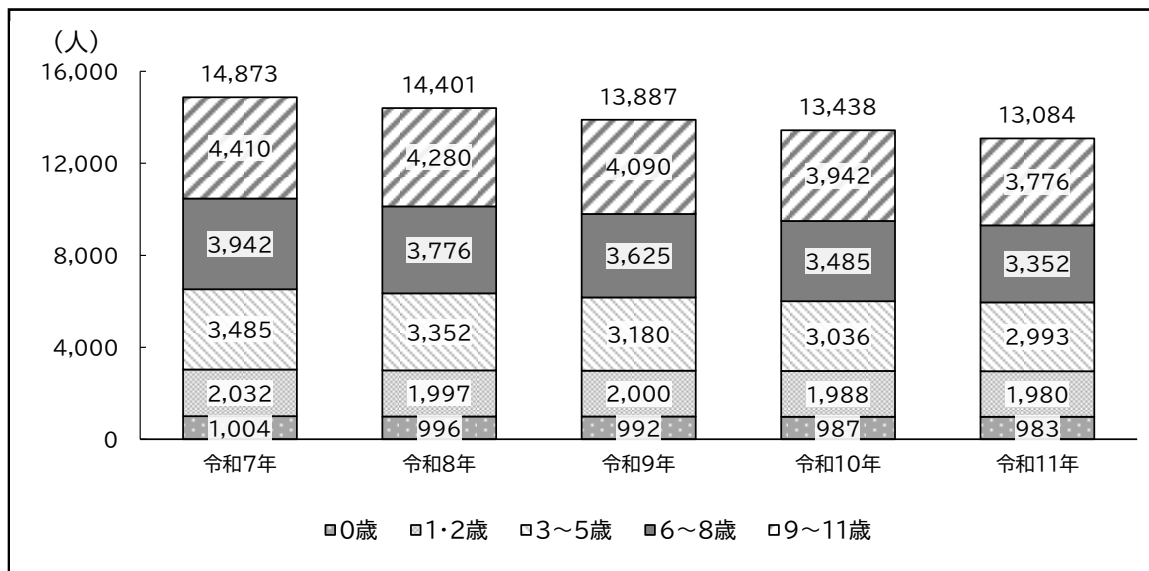
単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
転入	6,249	6,255	6,476	6,463	6,545	6,280	5,888	6,464
転出	7,138	6,830	6,794	6,665	7,081	6,460	6,636	6,615
出生	1,369	1,296	1,246	1,219	1,038	1,118	1,098	1,007
死亡	1,713	1,670	1,701	1,780	1,762	1,821	1,835	2,222

⑥ 12歳未満人口の推計（宇治市）

本市の人口推移（令和2年～令和6年の住民基本台帳）をふまえて、令和7年から令和11年の12歳未満人口を推計しました。

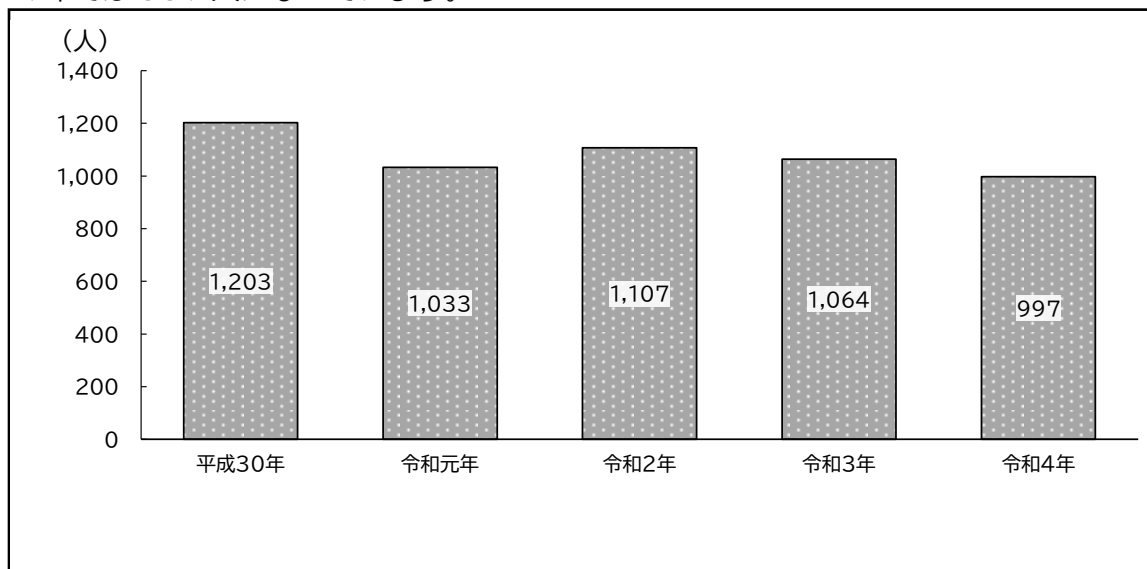
12歳未満人口は、年々減少していくことが予想されます。



(2) 出生数の推移

① 出生数の推移（宇治市）

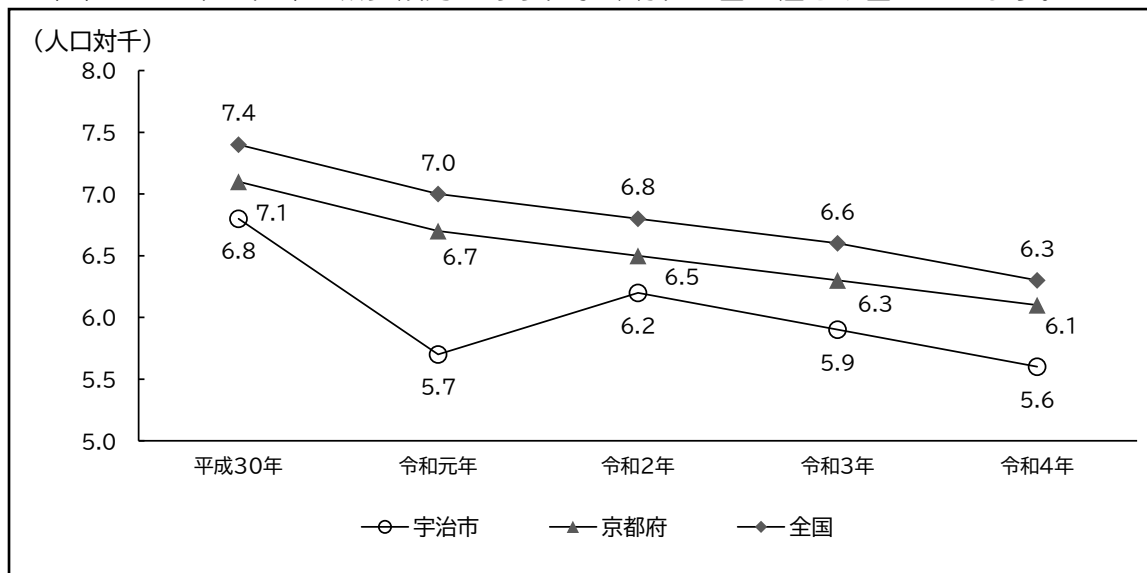
本市の出生数は、平成30年から令和4年の5年間で206人減少しており、令和4年では997人になっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 出生率の推移・比較

本市の出生率は、年々減少傾向にあり、京都府、全国の値を下回っています。

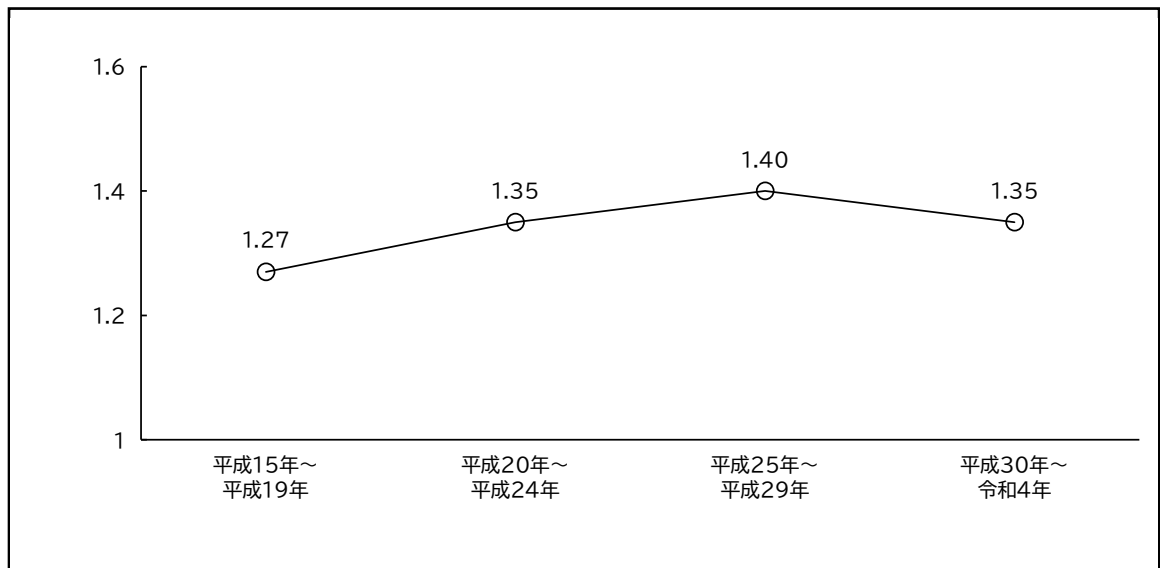


資料：厚生労働省 人口動態統計

③ 合計特殊出生率（宇治市）

ベイズ推定値（※）による本市の合計特殊出生率は、平成 25 年～平成 29 年にかけて上昇しましたが、平成 30 年から令和 4 年にかけては減少し、1.35 となっており、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

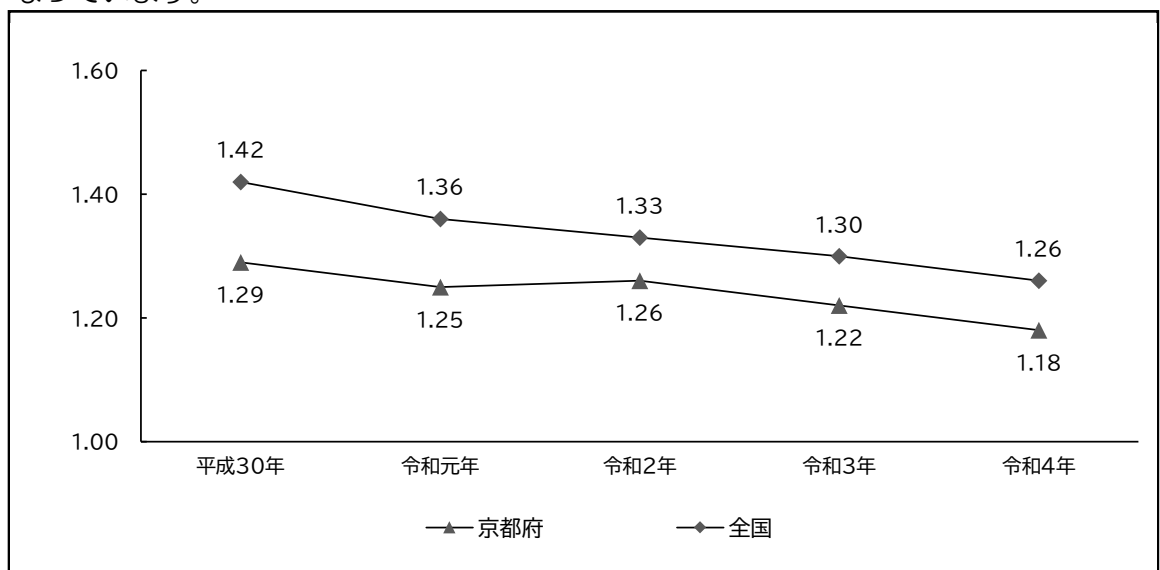
※市町村では出生数などの標本数が少ないため、より広い範囲である都道府県のデータを活用して推定する手法を適用しています。



資料：人口動態統計特殊報告

④ 合計特殊出生率の推移・比較（京都府・全国）

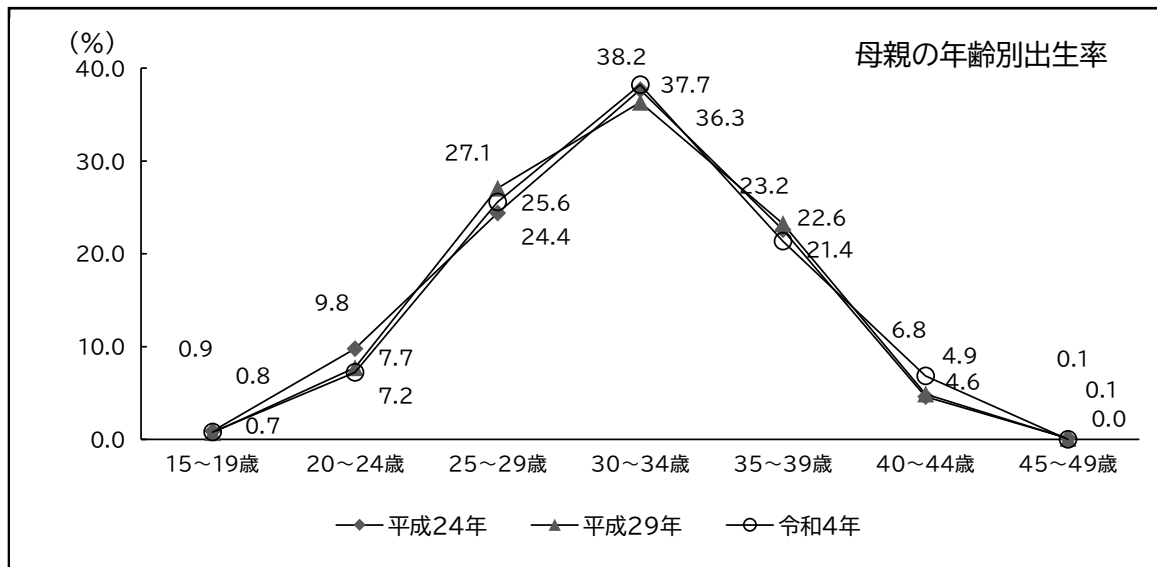
合計特殊出生率をみると、全国は平成 30 年以降、減少傾向にあり、令和 4 年に 1.26 となっています。また、京都府においても減少傾向にあり、令和 4 年に 1.18 となっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

⑤ 母親の年齢別出生率と出生数の推移（宇治市）

本市の母親の年齢別出生率の推移をみると、平成 24 年に比べ令和 4 年で、20～24 歳の割合が減少しているのに対し、40～44 歳の割合が増加していることから出産の高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

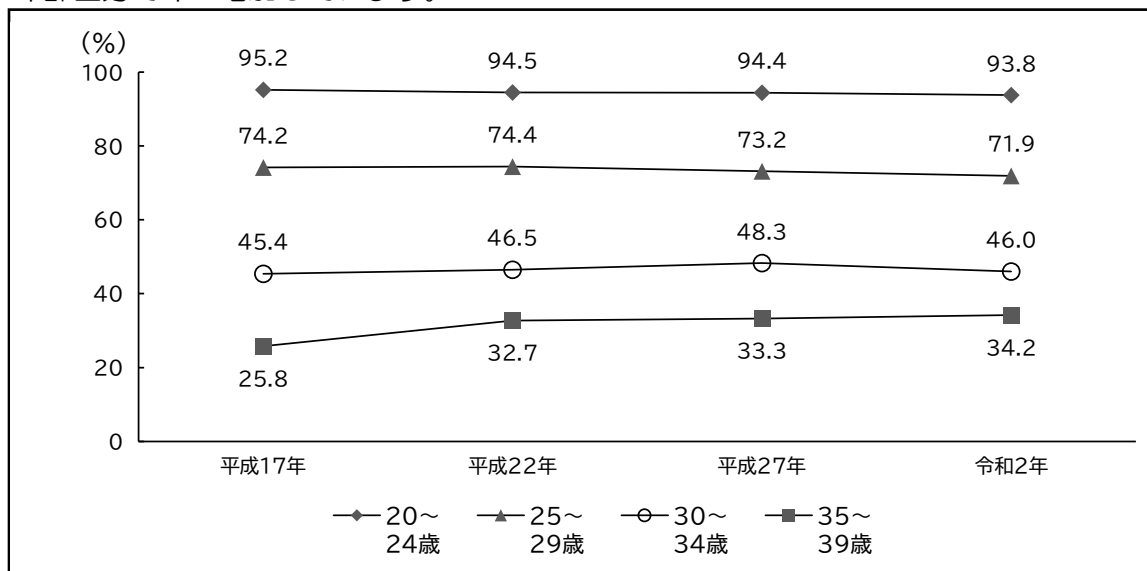
単位：人、() 内は率

区分	14歳以下	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
平成24年	0 (0.0)	13 (0.9)	146 (9.8)	365 (24.4)	564 (37.7)	338 (22.6)	69 (4.6)	2 (0.1)	0 (0.0)
平成29年	0 (0.0)	9 (0.7)	95 (7.7)	333 (27.1)	447 (36.3)	286 (23.2)	60 (4.9)	1 (0.1)	0 (0.0)
令和4年	0 (0.0)	8 (0.8)	72 (7.2)	255 (25.6)	381 (38.2)	213 (21.4)	68 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)

(3) 未婚率

① 男性の未婚率の推移（宇治市）

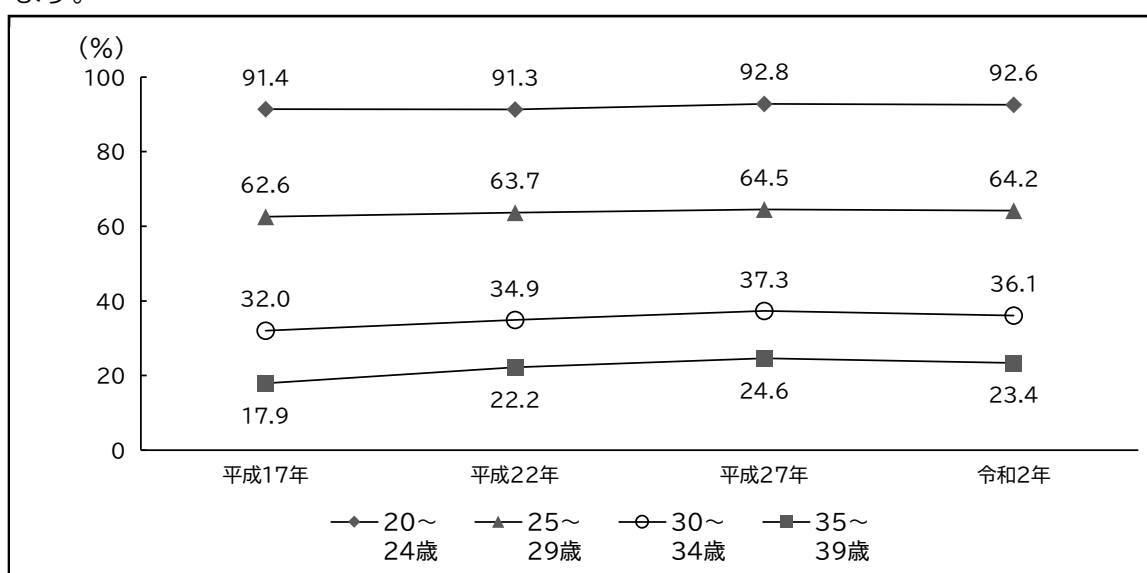
男性の未婚率は、20～24歳の年齢区分では年々減少していますが、35～39歳の年齢区分で年々増加しています。



資料：国勢調査

② 女性の未婚率の推移（宇治市）

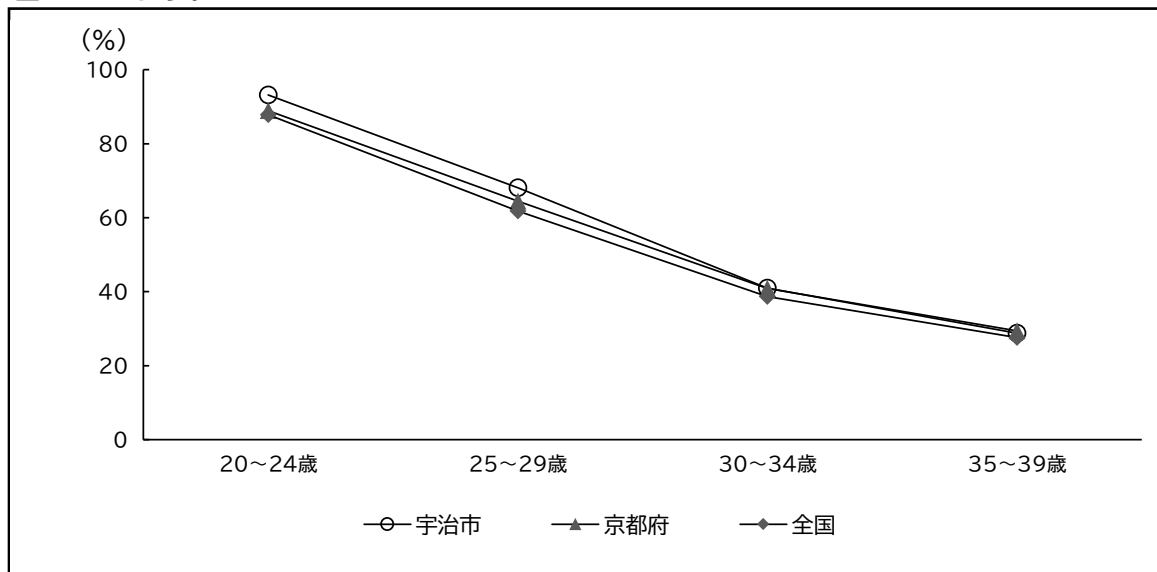
女性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけてすべての年齢区分で減少しています。



資料：国勢調査

③ 年齢別未婚率の比較

年齢別未婚率は、令和２年では、すべての年齢で、宇治市、京都府ともに全国を上回っています。



資料：国勢調査

単位：％

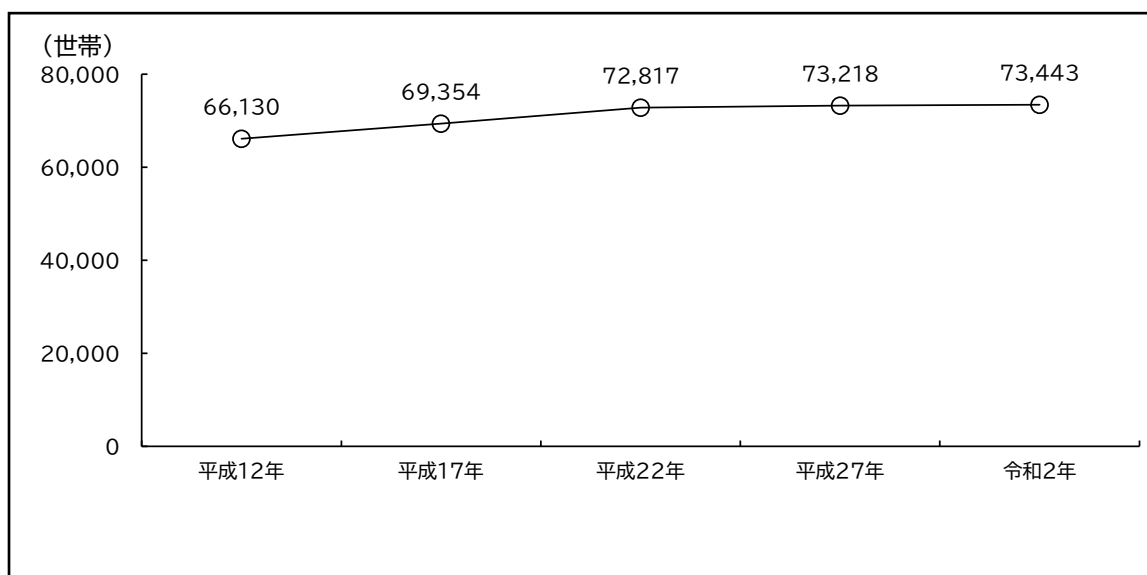
区分	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
宇治市	93.2	68.1	41.0	28.8
京都府	88.9	64.5	40.9	29.4
全国	87.8	61.8	38.7	27.6

2 世帯と就業の状況

(1) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移（宇治市）

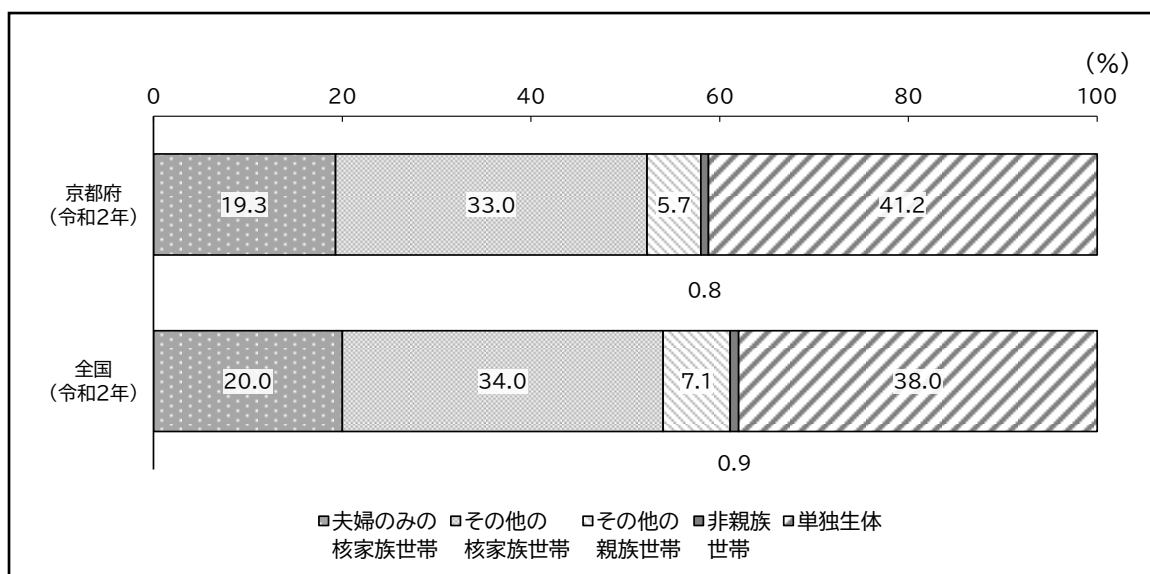
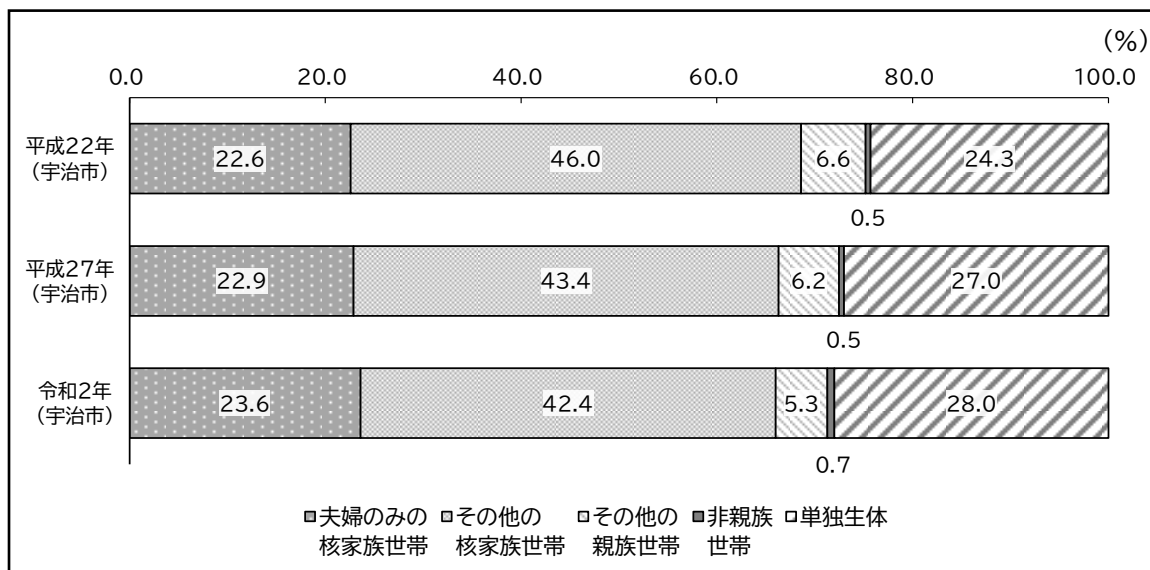
本市の一般世帯数は年々増加しており、令和 2 年には 73,443 世帯となっています。



資料：国勢調査

② 一般世帯の家族類型

一般世帯について、家族類型をみると、本市では平成 22 年から令和 2 年にかけて夫婦のみの核家族世帯と単独世帯の割合が増加しています。令和 2 年の京都府や全国と比べると、本市は核家族世帯の割合が高くなっています。

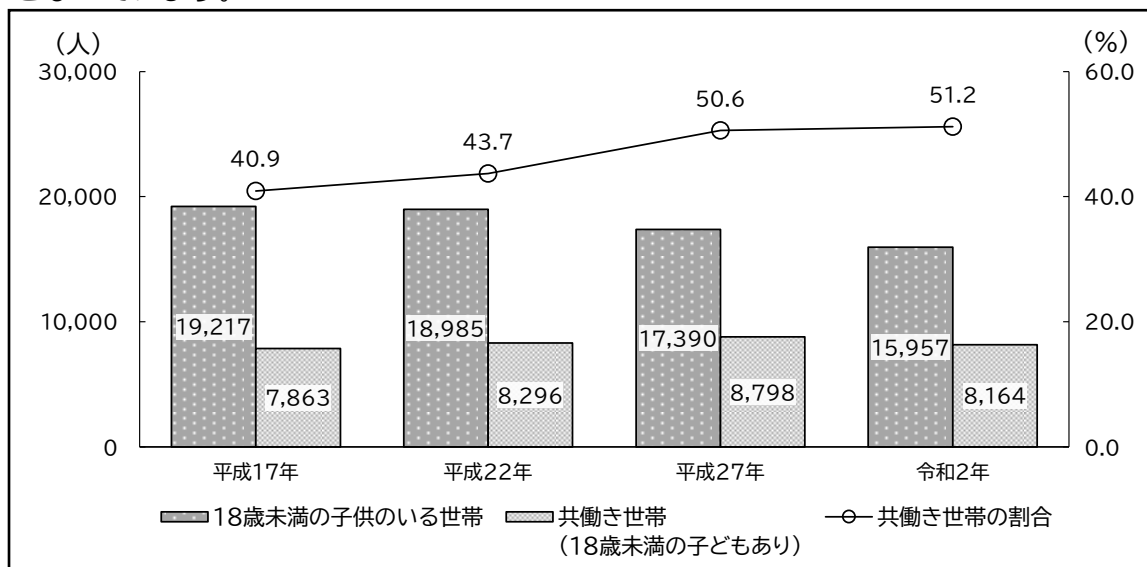


資料：国勢調査

- その他の核家族世帯：「夫婦と子どもの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」
- その他の親族世帯：「夫婦と両親の世帯」、「夫婦とひとり親の世帯」、「夫婦、子どもと両親の世帯」、「夫婦、子どもとひとり親の世帯」、「夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）の世帯」、「夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）の世帯」、「夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）の世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族の世帯」、「兄弟姉妹のみの世帯」、「他に分類されない親族世帯」
- 非親族世帯：「2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯」
- 単独世帯：「世帯人員が1人の世帯」

③ 18歳未満の子どものいる共働き世帯の推移（宇治市）

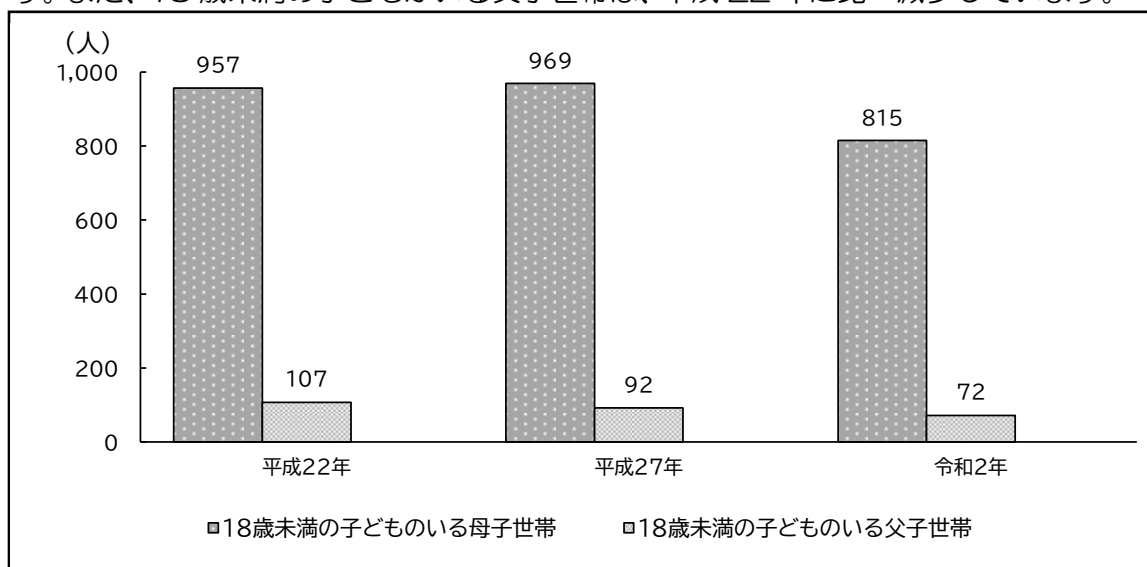
本市の18歳未満の子どものいる世帯は、年々減少しているものの、共働き世帯（18歳未満の子どもあり）の割合は、平成17年以降増加傾向にあり、令和2年には51.2%となっています。



資料：国勢調査

④ 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移（宇治市）

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、令和2年で815世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成22年に比べ減少しています。

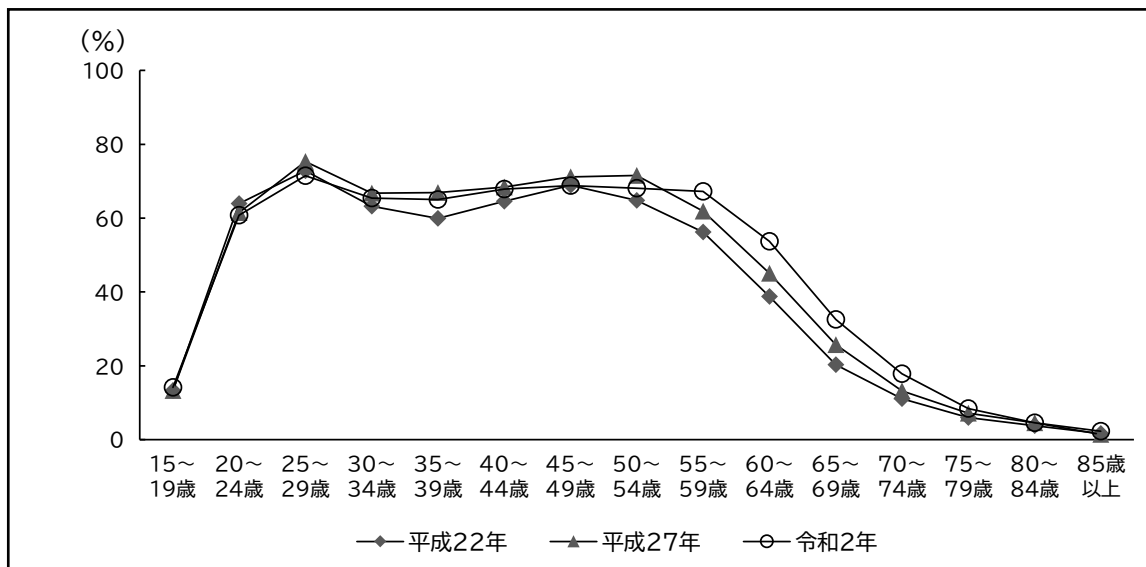


資料：国勢調査

(2) 就業の状況

① 女性の年齢別就労率の推移（宇治市）

本市の女性の年齢別就労率は、30歳代で一度落ち込み、40歳代でやや上昇するものの、その後は減少しています。令和2年の55歳以降の就労率は、平成22年、27年に比べると上昇がみられます。



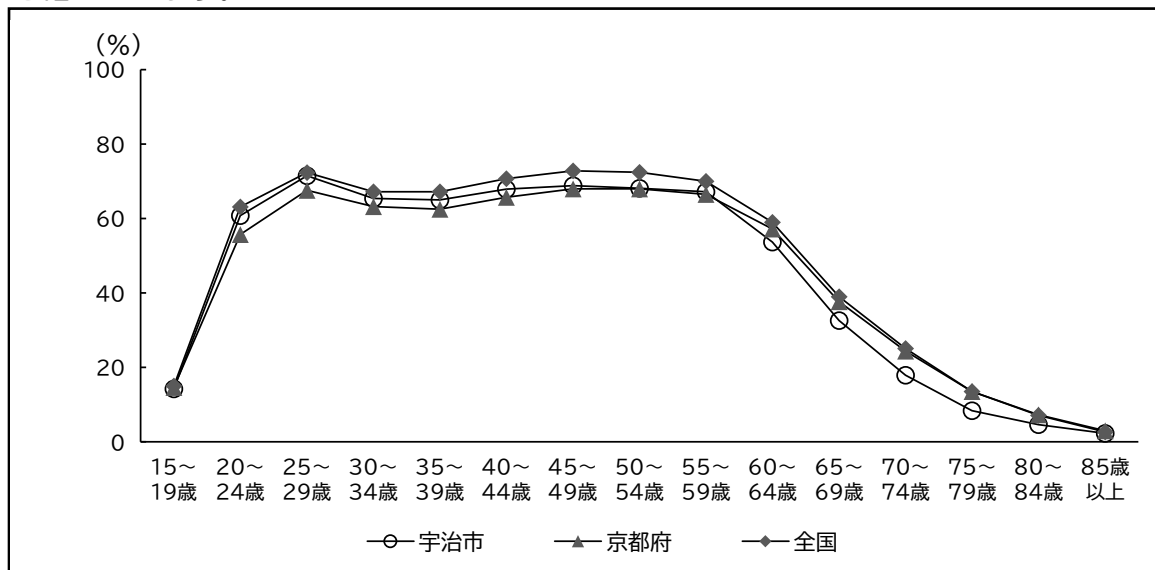
資料：国勢調査

単位：％

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	13.3	13.3	14.2
20～24 歳	63.9	61.5	60.8
25～29 歳	72.8	75.3	71.5
30～34 歳	63.2	66.8	65.4
35～39 歳	59.9	66.9	65.0
40～44 歳	64.6	68.4	67.9
45～49 歳	68.9	71.2	68.8
50～54 歳	64.8	71.6	68.1
55～59 歳	56.2	61.9	67.2
60～64 歳	38.8	45.1	53.7
65～69 歳	20.3	25.7	32.6
70～74 歳	11.1	13.2	17.9
75～79 歳	6	7.2	8.4
80～84 歳	3.8	4.6	4.6
85 歳以上	1.7	1.4	2.3

② 女性の年齢別就労率の比較

本市の令和２年における女性の年齢別就労率は、京都府、全国と同様にM字型曲線を描いています。



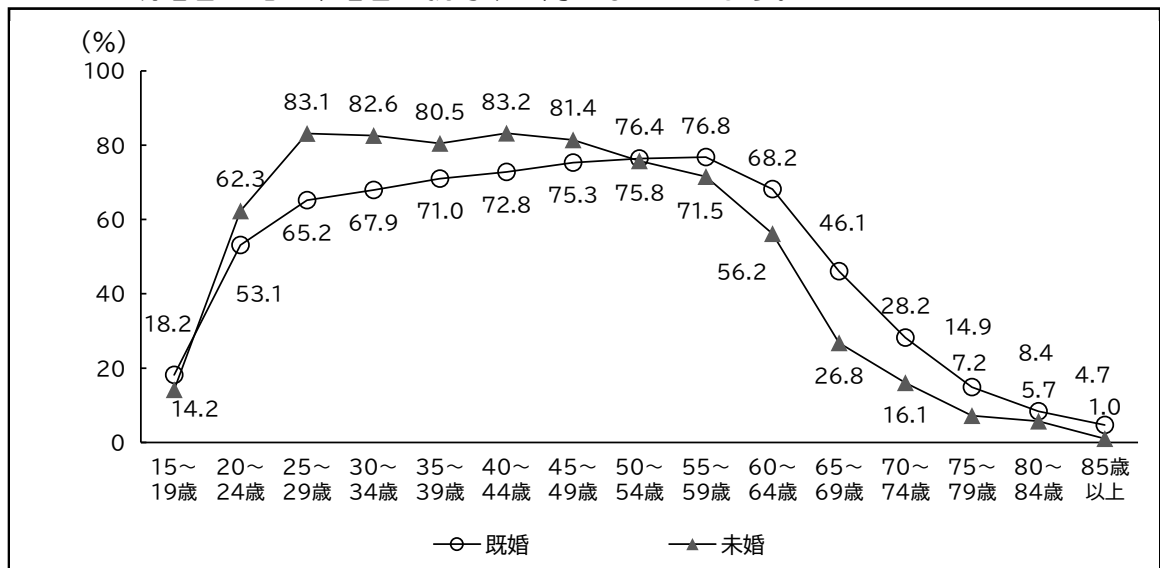
資料：国勢調査

単位：％

区分	宇治市	京都府	全国
15～19 歳	14.2	14.6	15.0
20～24 歳	60.8	55.7	63.1
25～29 歳	71.5	67.6	72.3
30～34 歳	65.4	63.2	67.2
35～39 歳	65.0	62.5	67.2
40～44 歳	67.9	65.7	70.7
45～49 歳	68.8	68.0	72.8
50～54 歳	68.1	68.0	72.4
55～59 歳	67.2	66.5	70.0
60～64 歳	53.7	57.2	59.0
65～69 歳	32.6	37.7	39.0
70～74 歳	17.9	24.4	25.1
75～79 歳	8.4	13.5	13.5
80～84 歳	4.6	7.3	7.1
85 歳以上	2.3	3.0	2.7

③ 女性の未婚・既婚の年齢別就労率の比較（宇治市）

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就労率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就労率が高くなっています。



資料：国勢調査

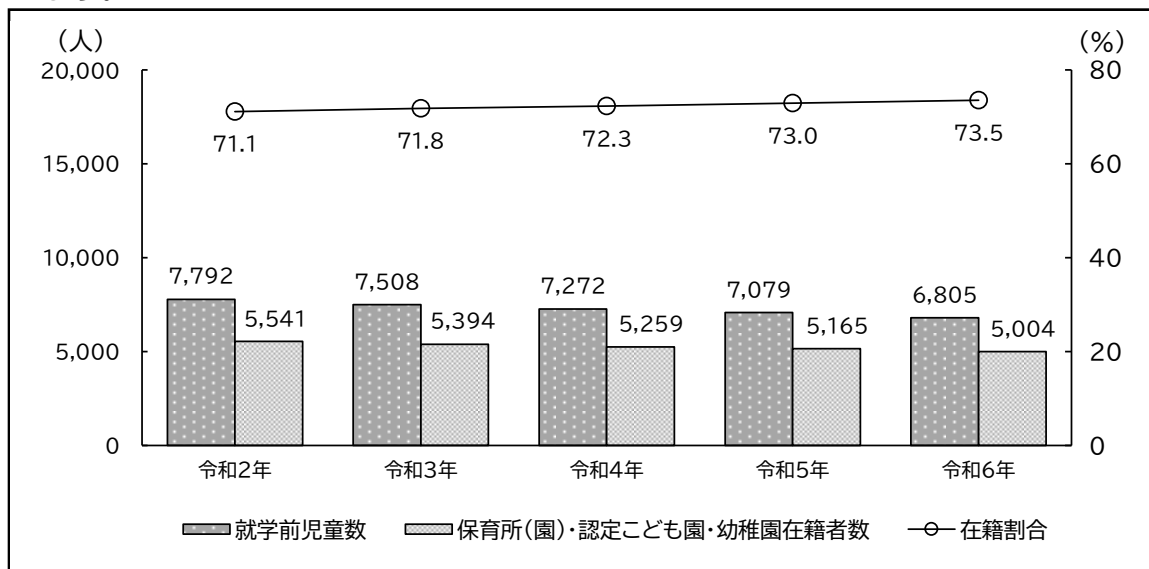
単位：％

区分	既婚	未婚
15～19歳	18.2	14.2
20～24歳	53.1	62.3
25～29歳	65.2	83.1
30～34歳	67.9	82.6
35～39歳	71.0	80.5
40～44歳	72.8	83.2
45～49歳	75.3	81.4
50～54歳	76.4	75.8
55～59歳	76.8	71.5
60～64歳	68.2	56.2
65～69歳	46.1	26.8
70～74歳	28.2	16.1
75～79歳	14.9	7.2
80～84歳	8.4	5.7
85歳以上	4.7	1.0

3 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の状況

（１）就学前児童数に占める在籍割合

本市の就学前児童数は、年々減少しているものの、在籍割合は、増加傾向となっています。



資料：就学前児童数は住民基本台帳（各年４月１日現在）

保育所（園）・認定こども園・幼稚園在籍者数は保育支援課、政策推進課（学校基本調査）
（各年５月１日現在）

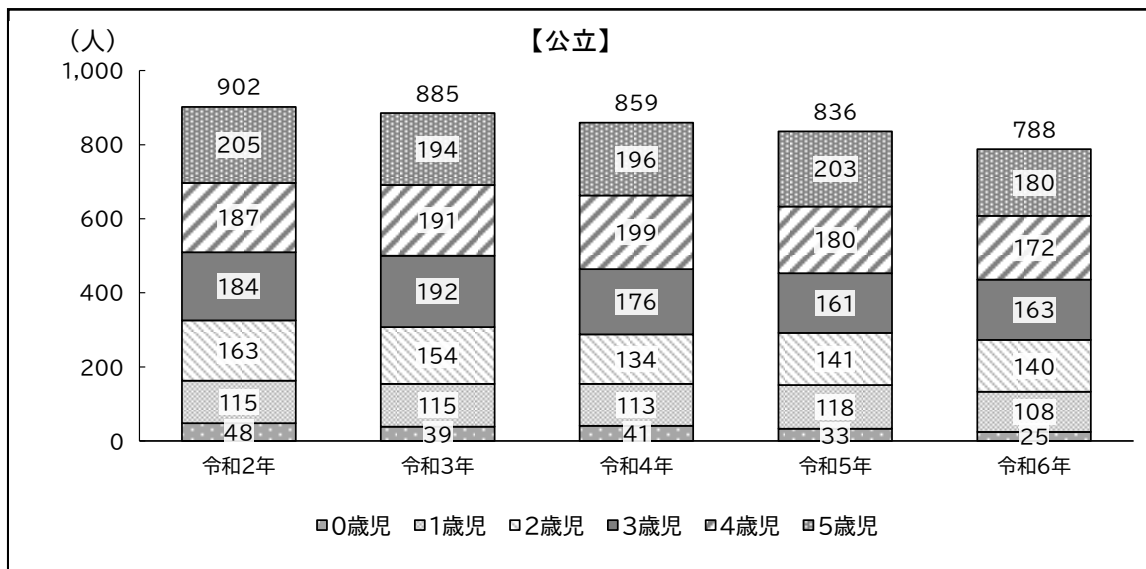
※本表における就学前児童数は、宇治市内在住で宇治市外の施設に在籍する児童を含む
宇治市外在住で宇治市内の施設に在籍する児童は含まない

(2) 保育所・認定こども園

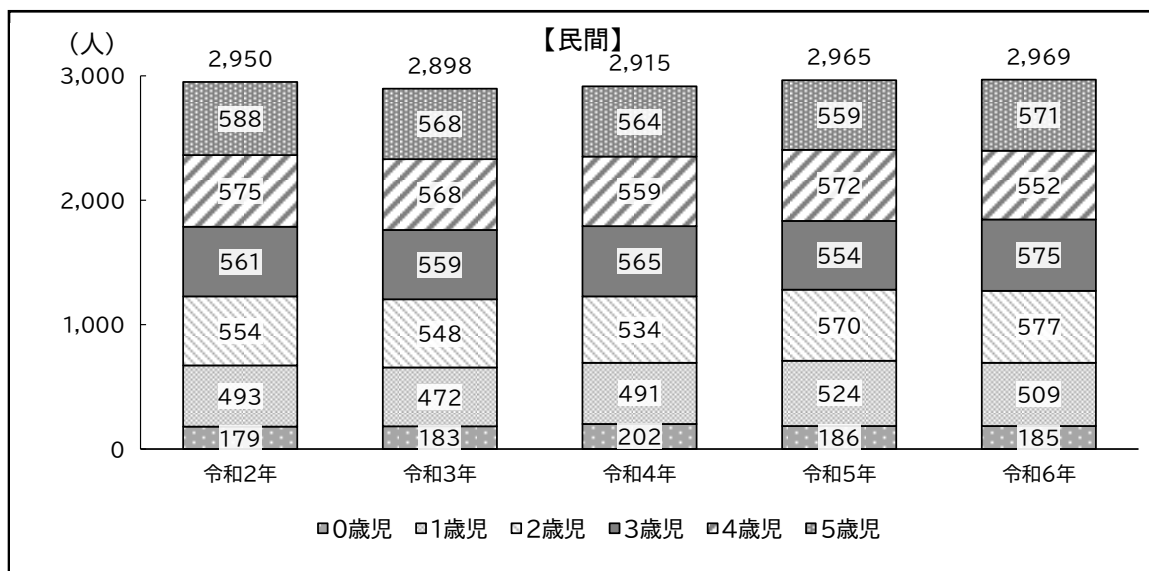
① 保育所・認定こども園の在籍者数の推移（宇治市）

公立保育所は現在7か所となっており、在籍者数は、令和2年以降減少しています。

民間保育園・認定こども園は現在19か所となっており、在籍者数は令和4年以降、増加傾向にあります。



区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所



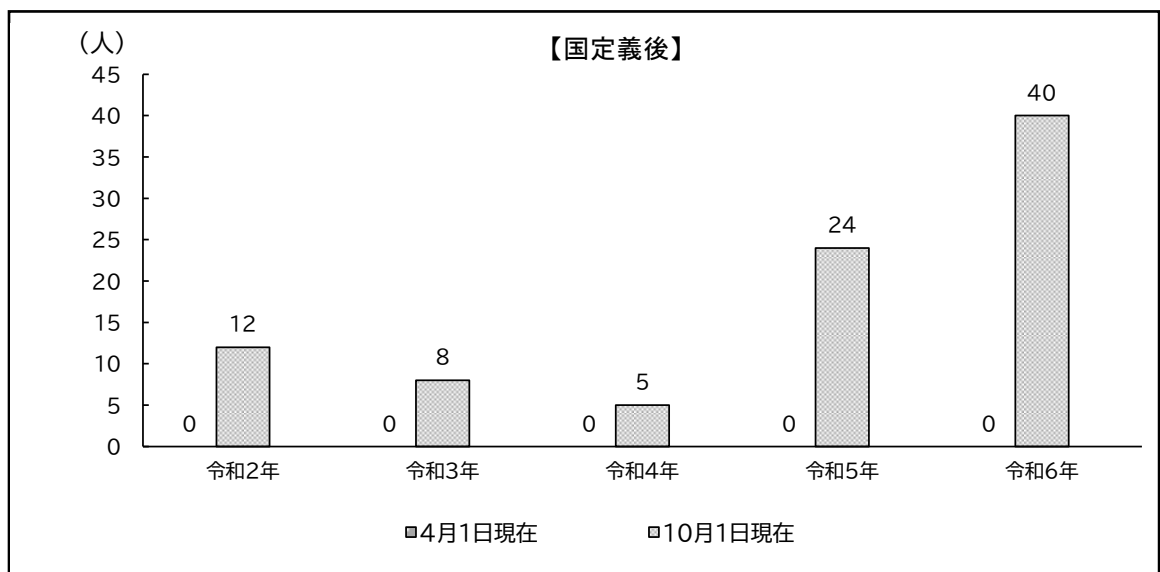
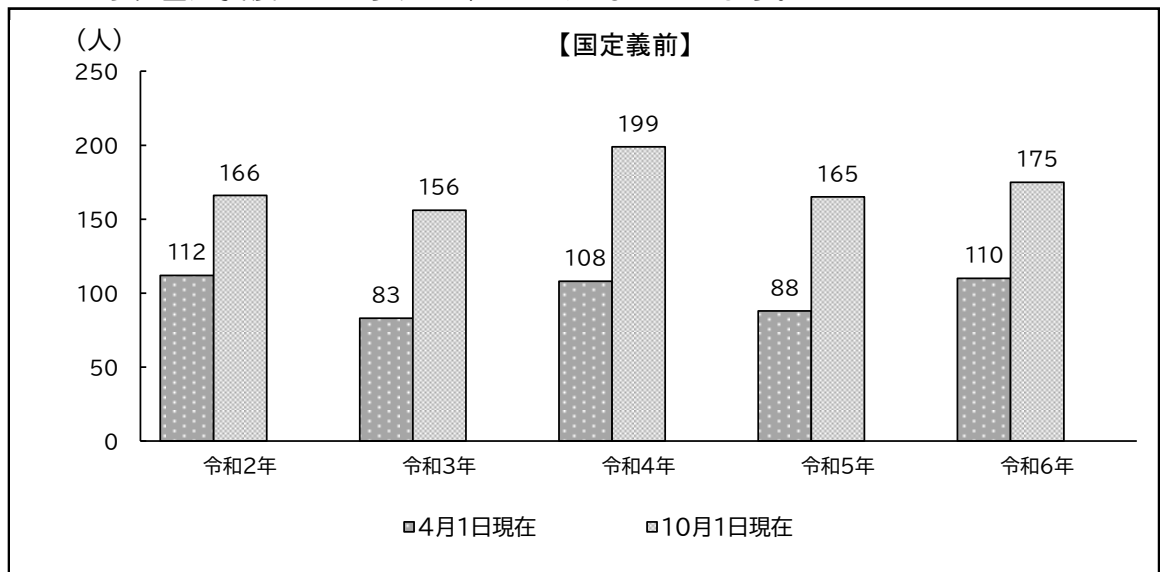
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

資料：保育支援課（各年5月1日現在）

※年齢別の入所児童数については、認定こども園の1号認定児を含まない

② 待機児童数の推移（宇治市）

4月1日現在の待機児童数は、令和2年度以降、国定義前では100人前後で推移しており、国定義後ではいずれの年も0人となっています。



※国定義前 … 保育所に入所申請し、保育所に入所できない児童数。

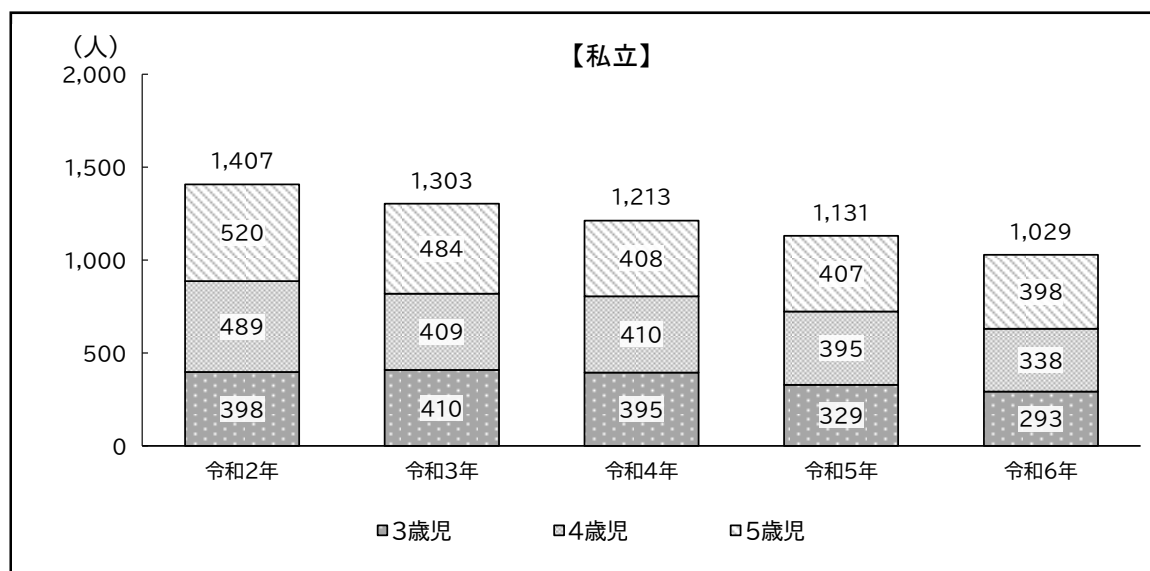
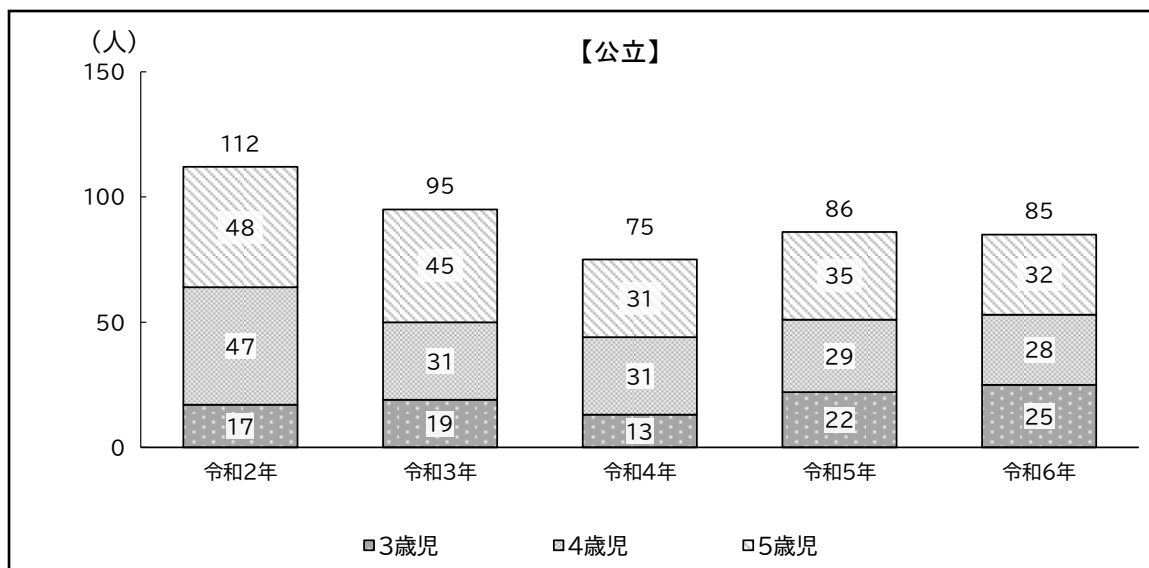
※国定義後 … 国定義前の待機児童数から、保護者が求職活動中の児童、家庭的保育事業等に入所中の児童、他に入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している児童を除いた児童数。

(3) 幼稚園

① 幼稚園の在籍者数の推移（宇治市）

公立幼稚園の在籍者数について3歳児は、令和2年と比較して増加していますが、4歳児、5歳児は、令和4年以降横ばいの状態にあります。

私立幼稚園の在籍者数は、3歳児、4歳児、5歳児ともに令和2年と比較して減少しています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

4 子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育）

市内の保育所・認定こども園で、各保育時間を超えた保育を行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
利用者数	2,153 人	2,016 人	2,199 人	2,092 人	2,118 人

※「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の合算

(2) 保育所等一時預かり

市内の保育所・認定こども園で、保護者の病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、一時的に子どもを預かっています。

令和2年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しました。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
利用者数	7,438 人	4,411 人	3,186 人	4,507 人	4,386 人

(3) 病児・病後児保育事業

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児型は、市内の医療施設で実施しており、体調不良児対応型は、市内の保育所・認定こども園で実施しています。

令和2年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しましたが、その後は、徐々に増加しています。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児型	実施箇所数	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	1,418 人	199 人	473 人	612 人	876 人
体調不良児対応型	実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	利用者数	2,384 人	1,326 人	2,356 人	2,521 人	3,287 人

(4) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。本市では、JR 宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）内にセンターを開設しています。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ利用者数	1,514 人	1,456 人	1,486 人	1,302 人	796 人

(5) 育成学級（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	24 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
利用者数	2,257 人	2,505 人	2,349 人	2,407 人	2,394 人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	2 か所	2 か所	5 か所	5 か所	6 か所
延べ利用者数	15 人	36 人	51 人	54 人	86 人

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

令和2年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しましたが、その後は、徐々に増加しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
延べ利用者数	20,394 人	15,032 人	16,338 人	24,352 人	26,173 人

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談件数	1,514 件	1,070 件	917 件	1,217 件	1,114 件

(9) 乳児家庭訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの体重測定、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	1,045 件	1,041 件	1,035 件	1,004 件	977 件

(10) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などの支援が必要な家庭を訪問し、養育環境の改善を図るために実施する事業です。本市では、令和5年度から実施しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	—	—	—	—	25 件

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	1,892件	2,087件	2,081件	2,230件	2,666件

(12) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳 交付数	1,194件	1,131件	1,071件	1,008件	993件

5 その他の状況

(1) 公園

公園の状況は、都市公園が182か所、その他の公園が331か所と、都市公園が全体の4割近くを占めています。都市公園の内訳をみると、街区公園が151か所で約83.0%、緑地・緑道が24か所で13.1%を占めています。

単位：か所

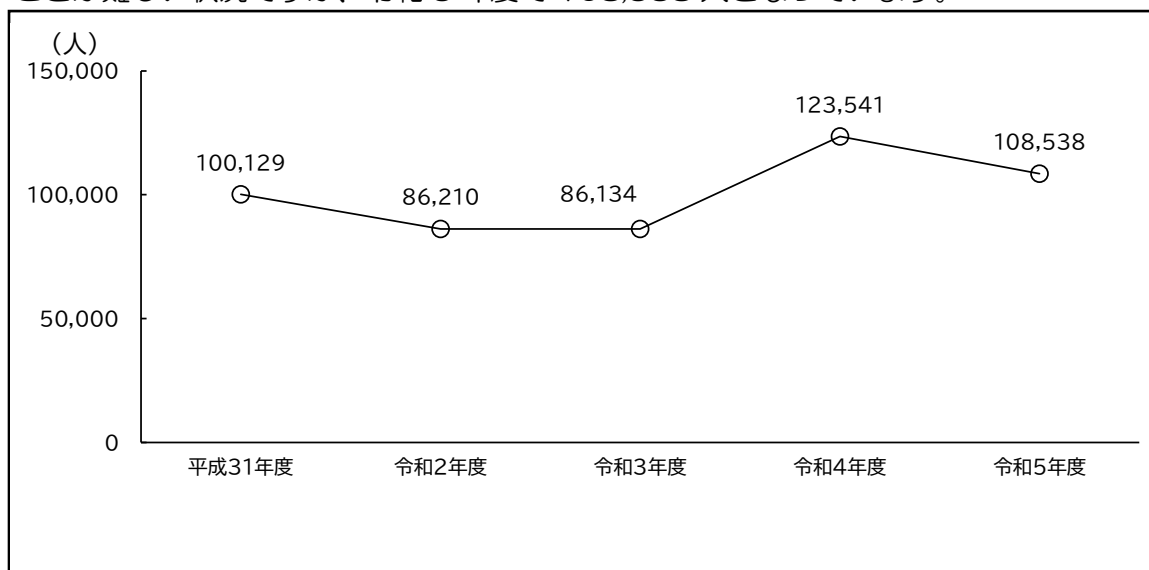
区分	総数	都市公園						その他の公園
		地区公園	近隣公園	総合公園	特殊公園	街区公園	緑地・緑道	
箇所数	513	3	1	1	2	151	24	331

資料：公園緑地課（令和6年3月末現在）



(2) 植物公園の利用者数の推移

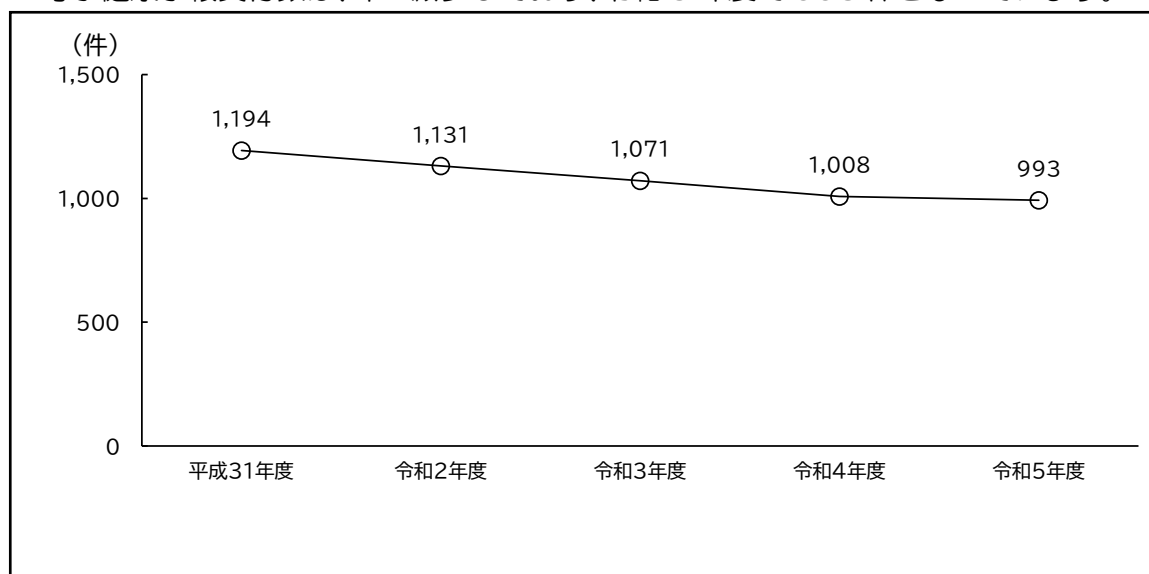
植物公園の利用者数の推移は、新型コロナウイルスの影響もあり、傾向を分析することが難しい状況ですが、令和5年度で108,538人となっています。



資料：公園緑地課

(3) 母子健康手帳交付状況

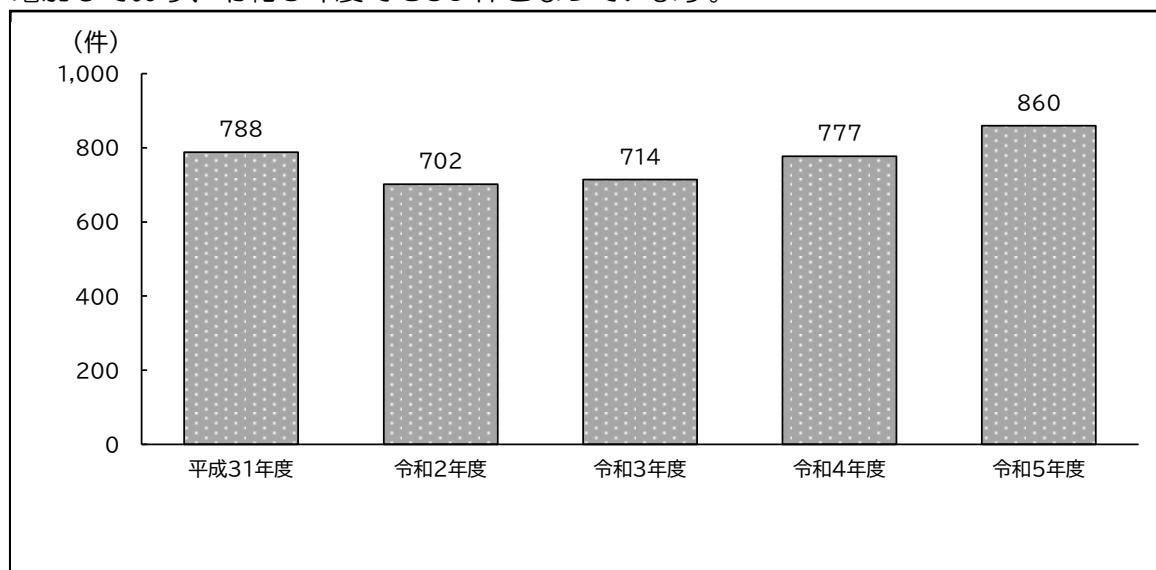
母子健康手帳交付数は、年々減少しており、令和5年度で993件となっています。



資料：保健推進課

(4) 児童虐待対応件数の推移

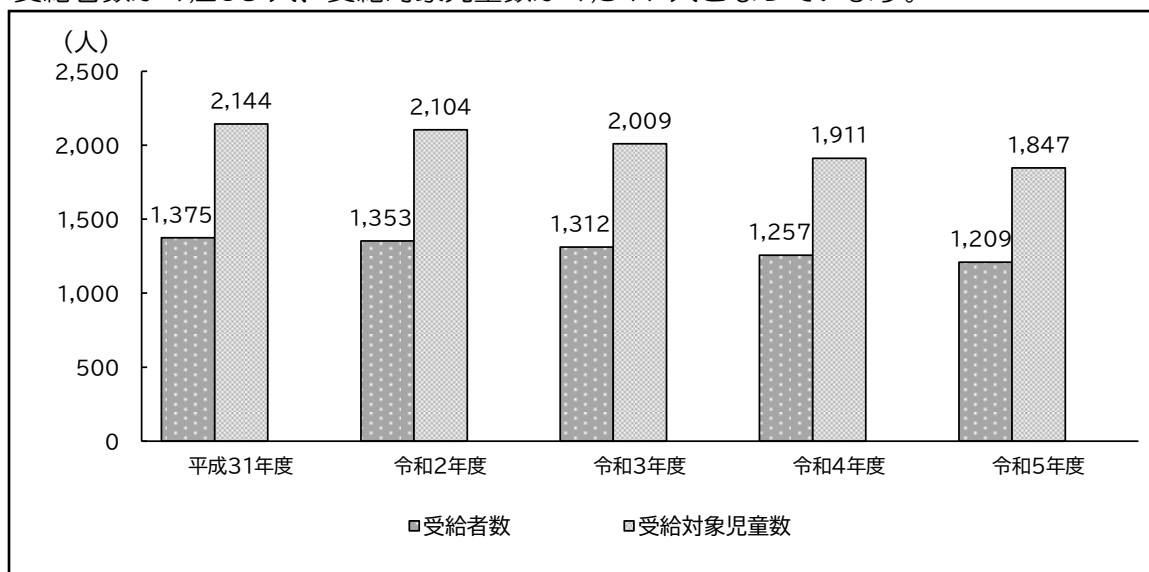
本市の児童虐待相談対応件数は、令和2年度に一度減少したものの、その後は年々増加しており、令和5年度で860件となっています。



資料：こども福祉課

（５）児童扶養手当受給者数の推移

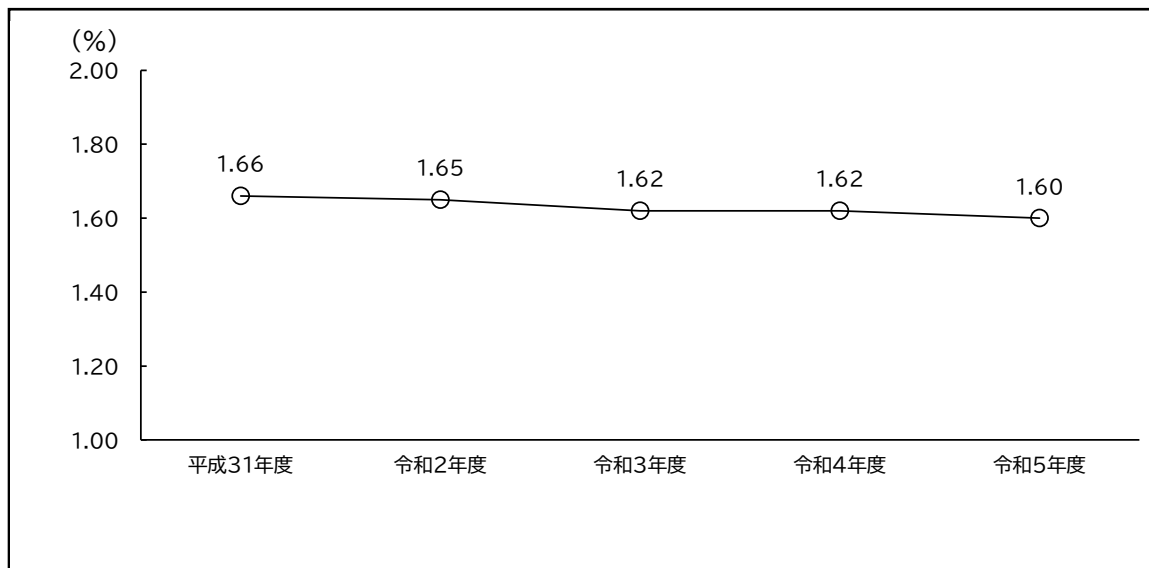
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、年々減少しており、令和５年で受給者数が 1,209 人、受給対象児童数が 1,847 人となっています。



資料：こども福祉課

（６）生活保護率の推移

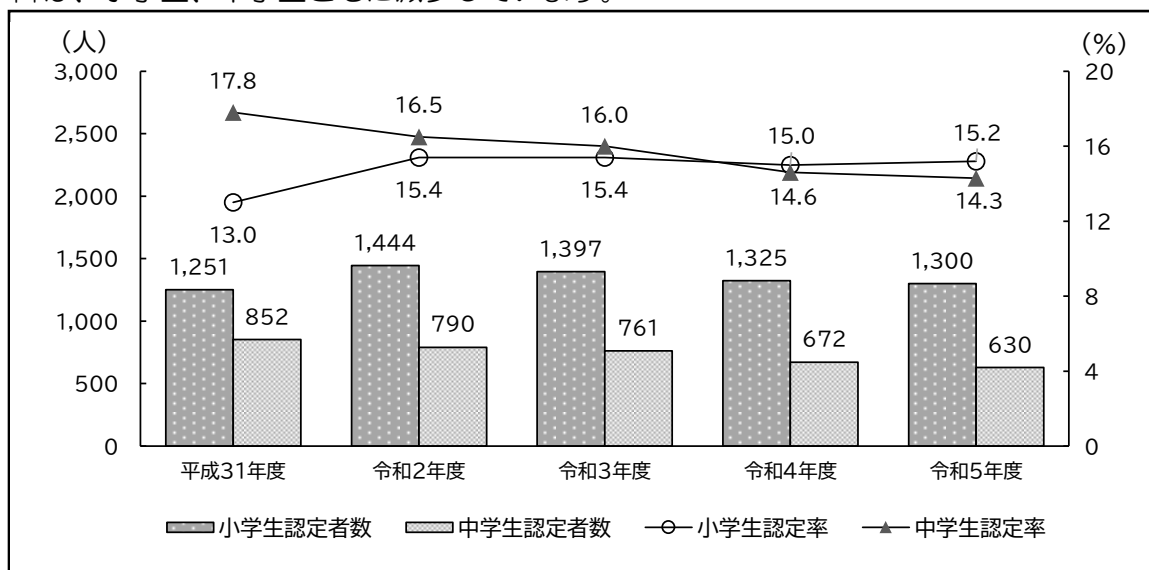
本市の生活保護率は、令和５年度では 1.60%となっています。



資料：生活支援課

(7) 就学援助認定者数の推移

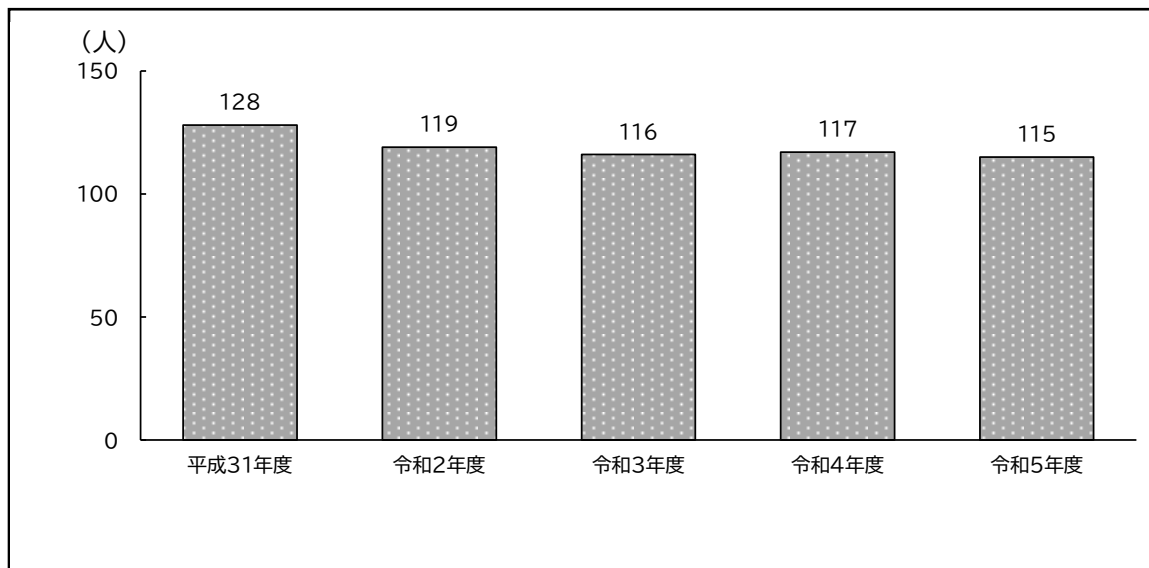
就学援助認定者数及び認定率は、令和2年度に小学生で上昇がみられましたが、以降は、小学生、中学生ともに減少しています。



資料：学校教育課

(8) 身体障害者手帳の交付状況（18歳未満）

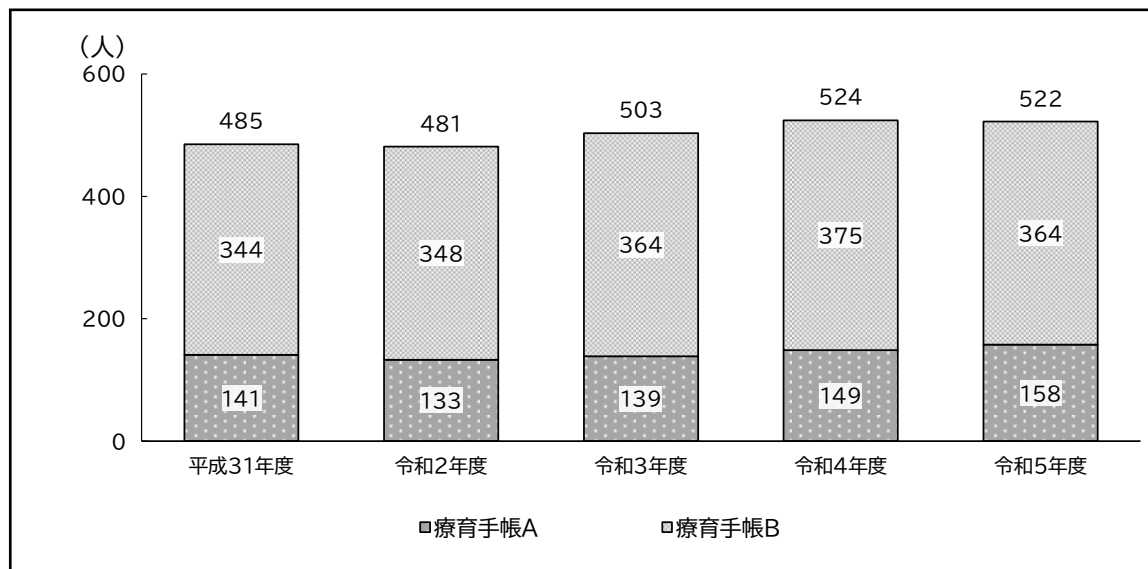
身体障害者手帳の交付状況は、令和2年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：障害福祉課

（９）療育手帳の交付状況（18 歳未満）

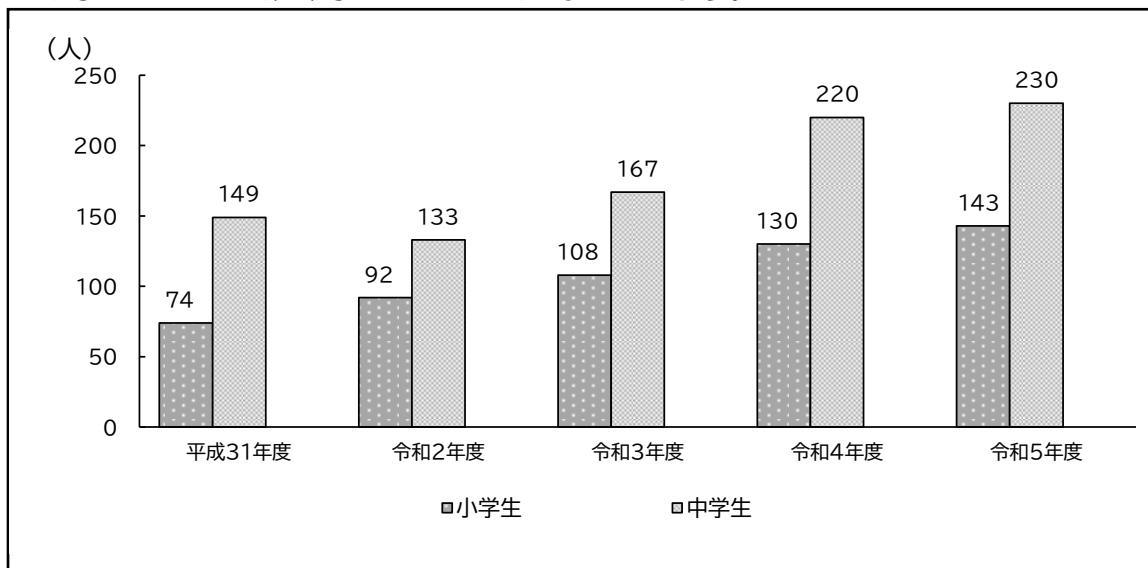
療育手帳の交付状況は、療育手帳A、療育手帳Bともに令和元年度と比較して増加しており、令和5年度では療育手帳Aが158人、療育手帳Bが364人となっています。



資料：障害福祉課

（10）小・中学校における不登校児童生徒数の推移

本市の不登校児童生徒数（不登校を理由として年間30日以上欠席している児童生徒数）は、小学校、中学校ともに令和元年度と比較して増加しており、令和5年度には小学生が143人、中学生が230人となっています。



資料：教育支援課

6 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

主な取組として、保育所等への保健師・栄養士・障害児保育指導員等による助言・指導の実施や、予防接種法に基づく予防接種の周知・啓発、妊婦全員との面談の実施、乳幼児への食育推進、乳幼児相談、発達相談、小中一貫教育の推進など様々な取組を継続するとともに、妊婦伴走型支援事業、こども誰でも通園制度等の新たな取組を行いました。

就学前教育・保育の質の向上を図るため、保幼小連携、発達・子育て支援、研究・研修の3つの柱の取組を進めるなど、子どもの健やかな成長発達への支援に努めてまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、「児童の権利に関する条約」や「人権三法」の趣旨をふまえて対応していくとともに、関係機関との連携については、個人情報保護にも十分配慮しつつ、そのあり方を引き続き検討していく必要があります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境

づくりの推進

主な取組として、有料広告事業を活用した「宇治子育て情報誌」や「LINE」などを活用した子育て情報の発信、子育て支援拠点での子育て相談や、市役所1階市民交流ロビーで開設している「来庁者子育て支援コーナー」における子どもの一時預かり、各種事業紹介や子育て相談を実施しました。また、妊婦面談の実施やパパママ教室、産後ケア制度の拡充や乳児家庭全戸訪問や誰でも通園制度など安心して子どもを生み育てられる環境づくりにも取り組んできました。

今後も引き続き、妊娠、出産、産後、子育ての不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう体制整備の充実を行い、支援が必要な家庭に対し、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と本市が連携した切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、産科・小児科等が確保される必要があります。地域偏在が生じないように、現在の産科・小児科の医療体制が維持されるよう努めるとともに、産科・小児科が少ない地域については、さらに確保できるよう取り組みます。

基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

主な取組として、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図ることができ、子育てに関する相談や情報提供などを行うために、市内全10中学校区に設置している地域子育て支援拠点において、利用者数は令和5年度に延べ6万人を突破しました。

また、宇治学との連携事業の実施や放課後子ども教室の実施、認定こども園等での園庭開放の実施、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動による子育て支援、生涯学習関連施設における子ども向けのイベントの開催、乳幼児の時期から絵本に親しむための図書館でのおはなし会の充実など、継続して地域で子育て支援ができる様々な取組を進めてきました。

令和3年度からは、子育てにやさしいまち実現プロジェクトを中宇治エリアにて開始し、令和5年度には、対象エリアを黄檗・木幡、小倉を含めた3地域に拡大し、こども未来キャンパス事業や子育ておうえん環境整備事業等、地域で子育てをする機運の醸成に取り組んでまいりました。今後は、子育てにやさしいまち実現プロジェクトを全市的に広げていくことが必要となります。

一方、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「援助会員（子育て等のお手伝いをしたい人）」の新規登録数が伸び悩んでおり、「依頼会員（子育て等の手助けをしてほしい人）」の希望に沿った利用ができるよう、会員確保を図る必要があります。

令和6年に実施したニーズ調査においては、子どもの回答において、近所の人とあいさつをするかとの質問に「よく自分からする」、「ときどき自分からする」が減少し、「あまり自分からはしない」、「ほとんど自分からはしない」が増加しています。一方で、自由記述では、「安心・安全に暮らせるまち」や「人とのつながりのあるまち」を求める声が多く、地域のつながりの希薄化に歯止めをかけ、人と人とがつながる、子どもにやさしい地域づくりが必要であり、今後も引き続き地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

主な取組として、保育所・認定こども園等の定員増加、育成学級は専用施設の新設等による定員増加、ショートステイの委託団体の増加など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。さらに、保育所における病児保育（体調不良児対応型）の実施園の増加や、市立幼稚園での預かり保育の実施、放課後子ども教室の実施、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動など、保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組んできました。

令和6年ニーズ調査では、子育てを主に行っている人は、「父母ともに」の割合が就学前・小学生の保護者において50%を超えており、令和元年度の調査結果よりも増加しています（中・高校生保護者は横ばい）。さらに、子どもが病気やけがで学校や保育所等を休んだ際の対応の質問に、「父親が休んだ」が増加しており、日数についても「7日以上」が増加しており、子育てを行う父親の割合は増加傾向にあると言えます。また、母親・父親ともにフルタイムで就労している割合が増加しており、放課後児童クラブ（育成学級）の利用を希望する割合は60%を超えています。

近年の女性の就労率の上昇による学童保育のニーズを注視するとともに、保育の受け皿と保育人材の確保とともに教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。また、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することも求められています。

基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

主な取組として、宇治市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・調整会議・個別ケース会議等による児童虐待に関する情報共有のほか、18歳未満の児童がいる家庭を対象とした専門相談員によるこども家庭相談、地域子育て支援拠点や来庁者子育て支援コーナーでの相談対応、それぞれの相談窓口と関係機関との連携、妊娠期からの相談体制の充実によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭に対する相談対応や各種制度の実施、障害のある児童に対する各種給付事業の実施など、配慮を要する児童のいる家庭への支援に取り組んできました。

また、児童扶養手当の多子加算額の倍増、全部支給の所得制限の引き上げなど、ひとり親家庭への経済的支援の拡充に加え、府と連携した里親制度の普及・啓発活動の充実や、民間事業者による放課後デイサービス事業を継続的に実施しています。

令和4年度にはヤングケアラー専用窓口を設置、さらに、令和6年度には、体制を強化したこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実施や、関係機関との連携強化など、配慮を必要とする家庭への取組を進めてきました。

配慮を必要とする家庭に対して、相談対応の充実や児童虐待防止の取組をさらに進めるため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を一層強化し、要保護児童対策地域協議会における活動の充実や児童虐待防止の広報・啓発に今後も努め、子どもの虐待相談への対応を引き続き強化する体制を構築する必要があります。

また、医療的ケア児や、発達に課題のある子どもへの支援として、各種健診や相談等を通じて、障害の早期発見・早期支援の充実に取り組んでいくとともに、ひとり親家庭に対し、自立に向けた支援を強化していく必要があります。

7 「子どもの貧困対策推進計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

主な取組として、生活困窮世帯等の子どもの学習支援、すべての小中学校に外部講師を招いてのスマートフォン講座の開催、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置など、健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、生まれ育った環境に左右されず、誰もが健やかな成長と発達が等しく保障され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう確かな学力と「生きる力」が身につく取組が必要となります。

基本目標2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

主な取組として、妊娠・出産時に経済的支援を行うとともに、出産や育児等に関する相談支援を行う出産・子育て応援サポート事業、小中学校就学援助、世帯の所得に応じた放課後児童クラブ（育成学級）協力金の減額、ひとり親家庭自立支援事業等に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、生活保護・生活困窮者世帯、ひとり親に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行うことが必要となります。

基本目標3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

主な取組として、ひきこもりやヤングケアラー専用窓口等の各種相談窓口の充実、子育て情報誌や生涯学習情報 UJI、SNS によるわかりやすい情報提供、NPO 等による子育て支援事業の充実等に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、地域・関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図るとともに、貧困対策に関する情報発信を充実し、国・府と連携しながら、貧困対策のための充実を図ることが必要となります。